

LESSON6 協働の種類について学んでみよう!

今回は、協働の種類についてどんなものがあるか学んでいきたいと思います。自治基本条例には、基本理念のひとつとして、協働のまちづくりをあげています。



カンビくん
〔道の駅しもつけイ
メージキャラクター、
下野市観光大使〕

協働って・・・何だろう？

こまる（下毛野朝臣古麻呂）〔下野薬師寺の建立、大宝律令の選定に携わった下野市ゆかりの人物〕

市民、市が、課題解決のため、役割分担を明確にし、それぞれの強みを活かし、協力して取り組むことなんだよ。
大きく3つに分けられるよ。①市民が主体的に取り組むもの②市民と行政が共に取り組むもの、③行政が主体的に取り組むもの。



いろいろあるんだね。詳しく教えて！

形態別に、①は、補助や後援など、②は、共催、情報交換・情報提供、実行委員会・協議会など③委員・参画・委託などがあるね。事業の目的から効果的なものを選ぼう！
よく読むと協働が身近なところにあるね。詳しくは、下の表にまとめたので見てね。



種類がこれだけあったんだね。身近ものだとわかりました。よくおさらいしようっと。

主なものを形態別に表にしてみました!!

形態	内容説明 (例)	備考
委員・参画 <small>さんかく</small>	行政が計画を立案する際に、市民に審議会や委員会に参加をもとめ、意見や提案をもらうこと。(例 総合計画審議会)	行政が主体的に取り組むもの
委託 <small>いたく</small>	市民の特性や能力を活かしてより効果的に事業を行うこと。(例 指定管理、研修等)	
情報交換・情報提供 <small>じょうほうこうかん じょうほうていきょう</small>	お互いの持つ情報を提供し合ったり、意見の交換を行うこと。(例 広報紙の発行、ワークショップの開催等)	市民と行政が共に取り組むもの
実行委員会・協議会	市民と市が実行委員会や協議会等を設立し、事業を行うこと。	
共催 <small>きゅうさい</small>	市民と市が共に主催者となって、共同で事業を行うこと。(例 平成27年度下野市男女共同参画のつどい)	
補助 <small>ほじょ</small>	市民活動団体が主体となって行う公益性の高い事業に対し、市が資金面で協力すること。(例 市の各補助事業)	市民が主体的に取り組むもの
後援 <small>こうえん</small>	市民活動団体が主体となって行う事業が、市の政策目的に合致する場合、市が後援・名義の使用を認めてその事業を支援すること。(例 各種講演会、まつりなどのイベント)	



■問い合わせ先 市民協働推進課 ☎(40)5585